

現場説明書・説明事項

1. 事業名

阿寺国有林（西山）森林環境保全整備事業 南木曽 1

2. 現場説明会

本事業内容は、入札説明書、契約書案、中部森林管理局競争契約入札心得、位置図、実測図、造林事業請負標準仕様書、局仕様書、特記仕様書によるものとし、現場説明会は実施しません。なお、必要があれば、現地をそれぞれ熟覧して下さい。

3. 説明事項

(1) 実行場所及び実行位置

別紙位置図のとおり。

(2) 用地

材料置き場等施設の利用承認の時期は請負契約の締結をもって承認したものとしますが、実施に当たっては発注者、請負者協議の上具体的に現地において決定するものとします。

(3) 支障木

なし

(4) 安全管理

① 施工に当たっては、特に労働安全衛生法第3条に基づく労働災害防止等につとめて下さい。

② 資材の運搬にあたっては、道路交通法を遵守し、特に過積載による違法運行のないように注意してください。

③ 降雨・悪天候時の通勤、工事の施工等に当たっては、十分安全に配慮し労働災害防止につとめて下さい。

4. 諸法規の遵守

諸法規、特に建設業法・火薬類取締法及び同規則・労働安全衛生法及び同規則・危険物取締規則・労働基準法等については遵守して下さい。

また、この事業の入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触しないでください。

5. 火災防止

作業現場及び現場事務所等における火気の取扱いには、十分注意し火災防止につとめて下さい。

6. 入札等

「落札決定」にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係わる課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札書には消費税を除いた金額を記載してください。

7. 契約の保証について

免除

① 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

(7) 保管金領収証書は、「」に契約保証証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで交付を受けること。

(4) 保管金領収証書の宛名の欄には、「木曽森林管理署南木曽支署 歳入歳出外出納官吏 総括事務管理官」を記載するよう申し込むこと。

(7) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

- (エ) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金を超えている場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 請負者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込通知書及び政府保管有価証券提出書
- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「」に契約保証金に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「木曽森林管理署南木曽支署 政府保管有価証券取扱主 総括事務管理官 越秀寿」と記載するように申し込むこと。
- (ロ) 請負代金額の変更により契約保証金の変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金を超えている場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 請負者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ③ 責務不履行時による損害額の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書
- (ア) 契約保証金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184条）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」という。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 木曽森林管理署南木曽支署長 井口智」と記載する。申し込むこと。
- (ロ) 保証責務の内容は、請負契約書に基づく責務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る工事の事業名の欄には、請負契約書に記載される事業名が記載されるよう申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金に相当する金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 保証責務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6ヵ月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超えている場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書（保証額変更の契約書がある場合は、当該変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

④ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として責務の履行を保証する証券である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には「分任支出負担行為担当官 木曽森林管理署南木曽支署長 井口智」に記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の契約の約内容としての事業名の欄には、請負契約書に記載される事業名が記載されるよう申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
- (オ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑤ 責務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
 - (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 木曽森林管理署南木曽支署長井口智」と記載するように申し込むこと。
 - (エ) 証券上の契約の内容としての事業名の欄には、請負契約書に記載される事業名が記載されるよう申し込むこと。
 - (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
 - (カ) 保険期間は、工期を含むものとする。
 - (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (ク) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (2) 請負契約が一般競争入札の対象となる事業（「国有林野事業特別会計に係る入札・契約手続等の改善に関する具体的対応について」（平成6年6月23日付け6林野管第108号林野庁長官通達）のⅠに規定する工事）である場合は、(1) 中、「請負代金額の10分の1」を「請負代金額の10分の3」と読み替えるものとする。
- なお、(1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2項第1号の規定により請負契約書の作成を省略できる請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。